

ネットとうほく2016-03  
2016年（平成28年）8月29日

内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生本部本部長） 安倍晋三 殿  
内閣官房長官 菅義偉 殿  
地方創生担当大臣 山本幸三 殿  
消費者及び食品安全担当大臣 松本純 殿  
消費者庁長官 岡村和美 殿  
消費者委員会委員長 河上正二 殿  
国民生活センター理事長 松本恒雄 殿  
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702  
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉 岡 和 弘  
電話 022-727-9123  
FAX 022-739-7477

### 消費者庁・国民生活センターの移転に反対する意見書

消費者市民ネットとうほくは、消費者が安全・安心な生活をおくれる社会、消費者の権利が確立された社会の実現等を目的に掲げ、平成26年3月に設立された特定非営利活動法人です。

当法人は、平成27年12月22日付で消費者庁・国民生活センター等の地方移転に反対する意見書を発出していますが、今般、重ねて以下のとおり意見を申し述べます。

- 1 消費者庁および国民生活センターの地方移転については、弁護士会や全国の消費者団体の反対意見にもかかわらず検討が継続され、本年7月、2度目の徳島移転の試行が実施されました。試行後、河野消費者行政担当大臣は、7月29日の記者会見で、現時点ではまだ環境が整備されていないが今後テレビ会議システムや交通環境などの諸条件が整えば移転が可能になるとし、3年後にあらためて移転

について見直しを行うこと、徳島県内に「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を設置することなどを表明しました。

2 しかしながら、以下の理由により、消費者庁等の移転は「3年後の見直し」を待たず、直ちに断念されるべきです。

政府関係機関移転基本方針は、「国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか」が重要な考慮要素とされ、「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」としていました。

今回の試行では、消費者庁の主たる業務である危機管理業務・消費者行政の司令塔機能（他省庁調整業務）・国会対応業務・法執行業務自体が、現状の環境では困難で実施できなかつたということであり、移転による弊害・問題点を上回る必要性・効果の有無は何ら検証されていません。さらに、国民生活センターの研修及び商品テスト業務の試行においては、研修参加者のアクセスの問題やテスト機材等に課題を残したことが明らかになっています。このことは、8月23日に行われた消費者委員会での試行結果の報告において、消費者庁については「消費者庁に期待される迅速な対応や、関係者との調整が重要な業務、関係者との日常的な関係の構築等において課題が示唆された」とされ、国民生活センターについては「試行を通じて、一箇所で保秘を維持できる、相模原施設と同規模の機器・設備を有する自前の施設がなければ、必要な商品テストが実施できないことが確認された。また、仮に自前の施設が整備されたとしても、徳島県において商品テストを行う場合には、市場調査の実施、事業者との交渉、有識者の知見の活用に、課題があることがわかった」とされていることから確認できます。

このような試行結果を踏まえれば、消費者庁等の機能を低下させずに地方移転を行うことは困難であることが明らかです。それにもかかわらず、今後もコストや労力をかけて見直しを実施することは、消費者庁・国民生活センターの通常業務に大きな負荷をかけるものとなり、各機関の機能の低下や消費者行政の後退につながりかねません。よって、「3年後の見直し」は行わず、直ちに移転を断念するという結論が下されるべきです。

3 「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」は、どのような目的・人員体制で設置されるものなのか現時点で明らかではありませんが、3年後の移転の見直しに関連して行われるものであればもちろん、そうでないとしても人員を出すことなどで消費者庁等の本来機能の低下を来すものであれば、その設置には反対します。

以上